ひかり電話録音サービス（FR-biz1000）利用契約約款

ひかり電話録音サービス（FR-biz1000）利用契約約款（以下「本約款」といいます。）における当事者は、次のとおりとします。
甲：スターティア株式会社をいいます。
乙：甲によって提供されるひかり電話録音サービス（FR-biz1000）及びこれに関連するサービス（併せて以下「本サービス」といいます。）の利用契約の申込をした者及び本サービスを利用する者をいいます。
本サービス：甲がファースト株式会社から使用許諾を受けて、乙に再使用許諾されるひかり電話の音声サービスをいいます。本サービスの非独占的、譲渡不能かつ再使用許諾不能な使用権が本サービスの専用機器（以下「本専用機器」といいます。）にバンドルされています。乙が本サービスを利用するためには、本専用機器を甲から購入するか、別途、リース会社とリース契約を締結する必要があります。

本サービスの利用に際しては、本約款の全文をお読みいただいた上で、本約款に同意いただきますようお願いいたします。

第 1 条（本サービス契約の有効期間）

1. 本サービス契約の有効期間は、甲が乙に提出した本専用機器の見積書、及び乙が甲に提出した注文書に定めるとおりとします。ただし、本専用機器をリース物件とするリース契約の場合、本サービス契約の有効期間は、リース契約の契約期間と同一とします。
2. 本サービス契約において別途定める場合を除き、本サービス契約は、当初契約期間中は解約できないものとします。
3. 乙から当初契約期間の満了日より 1 カ月以上前に本サービス契約の有効期間の延長の申込みがあった場合、乙に本サービス契約（本約款を含みます。）の違反がない限り、本サービス契約は従前と同一の条件又は新たな契約期間で延長されるものとします。本サービス契約の有効期間の満了日までに乙から本サービス契約の終了又は延長の申込みの意思表示がない場合はサービス終了となります。ただし、本専用機器がリース物件の場合、本項の規定は適用されません。
4. 前項本文の規定にかかわらず、甲は、乙から前項第 1 文に基づく本サービス契約の有効期間の延長の申込みがあった場合でも、本専用機器の修理又は取替えに、過大な費用又は時間を要するおそれがある場合、その他本サービス契約内容についての改訂を要する場合には、本サービス契約の有効期間の延長を行わないことができるものとします。ただし、従前の契約内容について改訂の上、改めて甲乙間において契約締結を行うことを妨げません。

5. 本サービスは、AI を利用したサービスです。乙は、AI で通話内容が記録及び要約されることを事前に通話者に告知するよう努めます。乙が本項に定める告知を行わなかったことによって生じた損害、損失又は費用（以下「損害等」といいます。）等について、甲は、一切の責任を負いません。
6. 乙は、AI の特性上、生成物に誤情報（ハルシネーション）又は不適切な表現が含まれる 可能性があることをここに確認します。乙は、これに関連して発生した損害等について、甲に損害賠償請求をすることができません。

第 2 条（本サービス契約の解除）

乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、催告期間を設けることなく、通知のみにより直ちに本サービス契約を解除することができます。

この場合、乙は、甲に対し、未払の本サービス料等（なお、当初契約期間中に本サービス契約が解除された場合には、当初契約期間の残期間に対応する本サービス料等を含みます。）その他甲に対する金銭債務全額を直ちに支払い、甲になお損害等があるときは、その全額を直ちに賠償するものとします。

(1) 本サービス料等の支払を 1 回でも遅滞し、又は本約款の各条項のいずれかに違反したとき
(2) 支払を停止し、又は手形・小切手の不渡報告、若しくは電子債権の支払不能通知があったとき
(3) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申立てがあったとき
(4) 営業を休廃止し、又は解散したとき
(5) 営業不振であり、又は営業の継続が困難であると甲が判断したとき
(6) 株主構成又は経営主体等の全部又は一部に重大な変更があり、本サービス契約を継続することに支障があると甲が判断したとき
(7) その他甲乙間の信頼関係を損ねる行為をしたとき

第 3 条（本サービス契約の解約及び解約予告）

乙が、当初契約期間満了後に本サービス契約の解約を希望する場合、甲が所定する方法によって届け出るものとし、その場合、当該届出が甲に到着した日の属する月の翌月末日をもって、本サービス契約は解約されるものとします。

第 4 条（料金）

本サービスは、本専用機器にバンドルされているため、本サービスの料金は、本専用機器の売買代金又はリース料に含まれます。

第 5 条（本サービス提供条件）

1. 乙は、自らの責任と費用（日本電信電話株式会社等の電話回線事業者への利用料金の支払を含みますが、これに限りません。）により、日本電信電話株式会社等の電話回線事業者との間で、ひかり電話及びナンバーディスプレイオプション又はそれらに相当するサービスを、本サービスの利用のために契約を締結するものとします。また、乙の環境によっては、甲が乙に本サービスを提供できない場合や、本サービスの提供内容が制約される可能性があることにつき、あらかじめ了承し、その場合でも、それに伴う本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。
2. 乙が本サービスを利用するために必要な ID とパスワードは、甲が乙に対して付与するものとします。乙は、自らの責任により、甲から付与された ID とパスワードが不正使用されないように厳格に管理するものとし、いかなる場合も、第三者に当該 ID やパスワードを開示ないし貸与することはできないものとします。甲は、当該 ID とパスワードの不正利用によって乙その他の者に生じた損害等について一切責任を負わず、当該 ID とパスワードに基づき行われた本サービスの利用行為については、全て乙に帰属するものとみなすことができるものとします。

第 6 条（録音品質・録音音声テキスト化品質についての甲の免責）

1. 本サービスの最大チャネル数は 32 とします。
2. 乙は、本サービスの利用に際し、機器や設備の故障、不具合など原因を問わず、録音品質が低下し、若しくは一部の通話が録音されない可能性があること、又は録音音声テキスト化の内容について正確性が保証されていないことにつきあらかじめ了承し、その場合でも、それに伴う本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。

第 7 条（甲の免責について）

1. 乙は、本サービスに基づき録音ないしテキスト化された乙の通話の音声データ（それに含まれる個人情報を含み、以下「本データ」といいます。）については、必要に応じて通話者の承諾を得るなど、通話者のプライバシーや個人情報等にも十分配慮した上で、全て自らの責任で適法かつ適切に管理・保全等するものとします。
2. 甲は、本データが通話者の承諾なく録音されたこと、本データが裁判やインターネット等で通話者の承諾なく利用ないし公開等されたこと、ネット障害、誤操作、その他原因の如何を問わず、本データの消去、滅失、漏洩等に起因して、乙その他の第三者に生じた損害等に関して、一切責任を負わないものとします。

 また、それらに関連して甲に損害等が生じた場合には、乙は甲に速やかに補償するものとします。

 その他、甲は、その故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかった場合その

他本契約において別途定められている場合を除き、本サービスに係る一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（録音データの保持期間及び利用）

1. 甲による本データの保持期間は、本データが録音された日から 1 年間（ただし、その保持期間の延伸を乙と契約している場合はその期間）又は本サービス契約の終了日のいずれか早く到来する日までとし、それ以降は、甲は、乙の了解を得ることなく、本データを消去できるものとします。甲は、かかる本データの消去から乙その他の第三者に生じる損害等について一切責任を負わないものとします。
2. 甲は、本サービスに付随して、乙の同意を得て、本データをテキスト化するサービスを提供することがあります。この場合、本データないしテキスト化された本データ（以下「本データ等」といいます。）へのアクセスは、乙のために設定された ID とパスワードにより制限されており、乙自身のほかは、同 ID とパスワードの使用権限を有する甲の社員のみがアクセスできます。甲の社員は、乙に本サービスを提供する上で合理的必要性が認められる場合及び緊急の場合を除き、乙の個別の承諾を得ずに、本データ等にアクセスしませんが、音声データのテキスト化の精度向上のために、同テキスト化のテストを行うことがあります。その場合、作成されたテキストは、テスト終了後速やかに消去されます。
3. 前項の規定にかかわらず、甲は、裁判所その他の法的な権限のある官公庁の命令等により、本データ等の開示ないし提出を求められた場合には、かかる命令等に従って本データ等の開示ないし提出を行うことができるものとし、その場合でも、乙は、本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。

第 9 条（本サービスの利用中止及び利用停止並びに追加・変更）

1. 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前の予告なく、本サービスの提供を中止又は停止する場合があり、その場合でも、乙は、本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。

(1) 甲の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
(2) 乙が甲と契約を締結している又は締結していた電気通信サービスに係る料金その他何らかの債務について、支払期日を経過してもなお支払われない場合
(3) 乙が本サービス契約（本約款を含みます。）の規定に反する行為をした場合
(4) 乙が甲の業務の遂行又は電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をした場合

2. 甲は、本サービスの機能追加・改善等を目的として、その裁量により、本サービスの全部又は一部を追加ないし変更することがあります。なお、当該追加ないし変更により、変更前の本サービスの全ての機能や性能が維持されない場合があり、乙は、かか

る本サービスの機能や性能の低下等が生じた場合でも、本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。

第 10 条（本サービスの終了）

1. 甲は、乙に事前に通知したうえ、本サービス契約の有効期間にかかわらず、いつでも、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。
2. 前項の通知の方法及び効力等については、本約款の定めによります。
3. 甲が本条に定める手続によって本サービスの提供を終了した場合、本サービスの終了に伴い乙又は第三者に生じる損害等の賠償又は補償を免れるものとします。
 ただし、乙が甲へ本サービス利用料金を前受金として支払っている場合、甲は、乙に対して、本サービスの終了日が属する月の翌月以降分の前受金を乙に返金するものとします。
 なお、当該返金額には前受金の受領時から返金の時点までの利息は付されないものとします。

第 11 条（保守サービス）

乙が本専用機器の保守を希望するときは、甲と別途、ボイサポ Plus の契約を締結するものとします。

第 12 条（ソフトウェアの複製等の禁止）

乙は、本専用機器の全部又は一部を構成するソフトウェア製品（以下「専用ソフトウェア」といいます。）に関し、次の行為を行うことはできません。

(1) 有償、無償を問わず、専用ソフトウェアを第三者に譲渡し、又は第三者のために再使用権を設定すること
(2) 専用ソフトウェアを本専用機器以外のものに利用すること
(3) 専用ソフトウェアを複製すること
(4) 専用ソフトウェアを変更又は改作すること
(5) 専用ソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを取得しようとする行為
(6) 本契約（本約款を含みます。）で明示的に許諾された範囲を超えて本専用機器を使用する行為
(7) 甲又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

第 13 条（甲の責任及び損害賠償の範囲）

1. 甲は、本専用機器及び本サービスの完全性、目的適合性、有用性については一切保証

しないものとします。

2. 甲に故意又は重大な過失があった場合を除き、甲は、乙に対して、本専用機器及び本サービスに係る一切の責任を負わないものとします。また、甲の故意又は重大な過失に基づき乙に損害を与えた場合において、甲の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含みます。）は含まないものとし、その損害賠償額は、別途締結された契約に基づいて、甲が乙から受領済みの本専用機器の売買代金又はリース金額相当額を上限とします。また、甲は、乙が本専用機器及び本サービスを利用した結果及びその影響（乙と乙の顧客とのトラブルを含みますが、これに限りません。）に関して一切責任を負わないものとし、甲に損害等が生じた場合には、乙は甲に対して速やかに補償するものとします。

第 14 条（権利譲渡の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとします。

第 15 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合には、必要に応じ、甲乙協議してこれを解決するものとします。

第 16 条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約についての一切の紛争は、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）

(2) 暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者

(3) 自己又は第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者

(4) 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者

(5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下「犯罪」といいます。）に該当する罪を犯した者

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為

(2) 脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為をし、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(3) 犯罪に該当する罪に該当する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙が前二項に違反したときは、本契約違反に該当するものとし、相手方は、催告のみならず違反した当事者に対する通知も行わず、本契約を直ちに解除することができるものとします。これにより違反した当事者に損害等が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しないものとします。

第 18 条（秘密保持）

1. 乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後において、本契約に基づき知り得た情報（以下「秘密情報」といいます。）について、これを厳重に管理するとともに、秘密を厳守し、本契約の目的以外のためにこれを自ら使用してはならず、かつ、第三者に開示若しくは漏洩し又は使用させてはならないものとします。

2. 乙は、前項の義務を遵守するため、秘密情報にアクセスする自己の役員及び従業員等（派遣社員及びアルバイト等並びに退職者を含みます。以下同じです。）に対して、本条と同等な内容の秘密保持義務を課すものとし、当該役員又は従業員等がこれに違反したときは、乙自らがこれに違反したものとみなされるものとします。

【付則】

1. 本約款は、申込書に記載されたお申込日以降に締結される本契約について適用されます。なお、甲は、必要に応じて、民法第 548 条の定めに従い、本約款の内容を改定できるものとします。

2. 甲は、本約款を改定する場合、乙に対して、本約款を改定する旨、改定後の本約款の内容及びその効力発生時期を、電子メール、甲のホームページ上への一般掲示、その他甲が適当と認める方法により行うものとします。

以上

スターティア株式会社

2026 年 11 月 11 日　制定